

幼児用鉄棒の認定基準及び基準確認方法(公開用)

1. 基準の目的

この基準は、組立可搬式の鉄棒の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、使用者の生命又は身体に対する被害の発生を防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、主として、一般家庭で幼児が使用する組立可搬式の鉄棒(以下、鉄棒という。)について適用する。

なお、ここでいう幼児とは、標準として3才児から7才児までをいう。

3. 安全性品質

鉄棒の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	1. 鉄棒の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 組立ては簡単で、正常な方法によって組立てた鉄棒各部には、ゆるみ、がた、変形等がないこと。 (2) 外部に現れるホルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。 (3) 使用時に人体が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。 (4) バー上面の最大地上高さは、〇〇〇センチメートル以下であること。 (5) バーの有効長さは、〇〇センチメートル以上であること。 (6) バーの外径は、〇〇プラス・マイナス〇〇センチメートルであること。 (7) 安定わく前後の間隔は、バー最大地上高さよりも長いこと。	
2. 固定強度	2. バーと支柱との接合は、確実で、バーに〇〇〇ログラム・センチメートルのトルクを加えたとき、接合部に対しバーが回らないこと。	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. 耐荷重	3. バーに〇〇キログラムの重錘をつるし、連続〇〇回振った後、鉄棒各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。	
4. 耐衝撃	4. バーにつるした〇〇キログラムの砂袋をバーの中心まで持ち上げ落下させたとき、鉄棒各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。	
5. 材料	5. 鉄棒の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。	
6. 表面処理	6. バーには、ニッケル、ニッケルクロム及びクロムめっきは、施さないこと。	
7. 附属品	7. 附属品は、鉄棒の使用上の安全性を損なわないものであること。	

4. 表示及び取扱説明書

鉄棒の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略の略号。	
2. 取 扱 説 明 書	2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) 組立ての要領及び注意。 (2) 部品及び附属品の一部が取り外されている鉄棒は、その組立ての要領及び注意。 (3) 使用上の注意。 (a) 初めて使用する幼児は、保護者が使用上の注意を指導すること。 (b) 同時に2人以上では使用しないこと。 (c) 設置場所は水平、平たんで、ストーブなどの危険物の附近では使用しないこと。 (d) 鉄棒を使用する年齢範囲は、3才児から7才児までとする。	